

青森県報

号外第十六号

平成二十八年
三月十一日
(金曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

海区漁業
調整委員会
事務局

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) ……

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第三号

第五種共同漁業権に係る平成二十八年増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成二十八年三月十一日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

| 免許番号 | 湖沼川 | 魚種 | 増殖計画量の基準 |
|-------|-----|-----|---------------------|
| 内共第一号 | 笹内川 | アユ | 種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 |
| | | ヤマメ | 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 |
| | | イワナ | 産卵床造成一箇所以上 |
| 内共第二号 | 吾妻川 | アユ | 種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 |
| | | ヤマメ | 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 |
| | | イワナ | 産卵床造成二箇所以上 |

| 内共第三号 | 内共第四号 | 内共第五号 | 内共第六号 | 内共第七号 | 内共第八号 | 内共第十号 | 内共第十二号 |
|--|---|---|---|---|--|--|---|
| 川 追良瀬 | 大童子川 | 赤石川 | 中村川 | 平滝沼 | 廻堰大溜池 | 前潟・セハト沼・明神沼 | 十三湖 |
| アユ ヤマメ イワナ ウグイ | アユ ヤマメ イワナ | アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ | アユ ヤマメ イワナ ウグイ | コイ フナ | コイ フナ | フナ ワカサギ | フナ ウグイ エビ |
| 種苗放流 四万尾(二四〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 | 種苗放流 二千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 | 種苗放流 三万尾(一八〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 | 種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 | 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 | 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上 | 種苗放流 二万五千尾(五〇キログラム)以上 ふ化放流 五百五十万粒以上 | 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 |

| | | | | | | | |
|--|--|---|--------------------|---|--|--------------|------------------|
| 内共第十六号 | 浅瀬石川 | 内共第十五号 | 平川 | 内共第十四号 | 岩木川 | 内共第十三号 | 山田川 田光沼 |
| アユ ヤマメ コイ | カジカ ウグイ イワナ イワナ フナ | アユ ヤマメ コイ | カワヤツ メ | アユ ヤマメ コイ フナ イワナ | アユ ヤマメ | フナ | ワカサギ |
| 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 汲上放流二百尾(三〇キログラム)以上 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成九箇所以上 産卵床造成九箇所以上 産卵床造成九箇所以上 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 | ふ化放流 二百五十万粒以上 |
| 五千尾(三〇キログラム)以上 二万尾(四〇キログラム)以上 四万八千尾(九六キログラム)以上 | | 一万尾(六〇キログラム)以上 四千尾(八キログラム)以上 一万二千尾(二四キログラム)以上 | | 六万四千尾(三八四キログラム)以上 一万六千尾(三三キログラム)以上 一万六千尾(三三キログラム)以上 六千尾(一二キログラム)以上 一万五千尾(三〇キログラム)以上 | 五万尾(一〇キログラム)以上 | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|---------------------------------|---------------------------------|--|--|--|-----------------------------------|
| 内共第二十号 | 合子沢 | 内共第二十号 | 蟹田川 | 内共第二十号 | 今別川 | 内共第二十号 | 増川川 | 内共第十九号 | 二ノ沢溜池 | 内共第十八号 | 藤枝溜池 | 内共第十七号 | 旧十川 |
| ヤマメ ウグイ イワナ イワナ コイ | アユ ヤマメ | アユ ヤマメ イワナ | アユ ヤマメ イワナ | アユ ヤマメ イワナ | アユ ヤマメ イワナ | アユ ヤマメ イワナ | アユ ヤマメ イワナ | フナ コイ | フナ コイ | コイ ヤマメ イワナ | コイ ヤマメ イワナ | カジカ ウグイ ニジマス | フナ イワナ |
| 種苗放流 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 | 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 | 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 |
| 一万尾(二〇キログラム)以上 | 一万五千尾(三〇キログラム)以上 | 一万尾(六〇キログラム)以上 一万五千尾(三〇キログラム)以上 | 五千尾(三〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 | 五千尾(三〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 | 五千尾(三〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 | 五千尾(三〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 | 五千尾(三〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 | 二万尾(四〇キログラム)以上 三千尾(六キログラム)以上 | 二万尾(四〇キログラム)以上 三千尾(六キログラム)以上 | 五万尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 | 五万尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上 | 五千尾(一〇キログラム)以上 | 三千尾(六キログラム)以上 一万三千尾(二六キログラム)以上 |

| | | | | |
|--------|----------------|---------------------------------|--|---|
| 二 号 | 内共第三十 野牛川 | ウナギ コイ | 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上 | 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 |
| 一 号 | 内共第三十 大畑川 | ウグイ イワナ イワナ ヤマメ ヤマメ | 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 | 種苗放流 二万尾(二二キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 |
| 号 | 内共第三十 川 易国間 | イワナ ヤマメ アユ | 産卵床造成五箇所以上 | 種苗放流 七千尾(四二キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 |
| 九 号 | 内共第二十 目滝川 | イワナ ヤマメ アユ | 産卵床造成五箇所以上 | 種苗放流 三千尾(一八キログラム)以上 種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上 |
| 八 号 | 内共第二十 川内川 | ウグイ イワナ ヤマメ アユ | 産卵床造成五箇所以上 産卵床造成六箇所以上 | 種苗放流 七万尾(一四〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上 |
| 六 号 | 内共第二十 川 野辺地 | イワナ ヤマメ アユ | 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 | 種苗放流 一万二千尾(七二キログラム)以上 |
| 五 号 | 内共第二十 野内川 | ウグイ イワナ ヤマメ アユ | 産卵床造成三箇所以上 | 種苗放流 四千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 |
| 三 号 | 川 | イワナ | 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 | |

| | | | | |
|--------|-----------------------|-------------------------|---------------------------|---|
| 一 号 | 内共第四十 湖 小川原 | ウナギ コイ | 種苗放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上 | 種苗放流 十五万尾(三〇〇キログラム)以上 |
| 九 号 | 内共第三十 沼 市柳沼 田面木 | ウナギ ワカサギ | 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 | 種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上 心化放流 三千万粒以上 |
| 七 号 | 内共第三十 老部川 | イワナ ヤマメ | 産卵床造成二箇所以上 | 種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上 |
| 六 号 | 内共第三十 老部川 | ウグイ イワナ ヤマメ アユ | 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二十箇所以上 | 種苗放流 六万尾(二二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 |
| 五 号 | 内共第三十 川 小老部 | ウグイ イワナ ヤマメ アユ | 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二十箇所以上 | 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 |
| 四 号 | 内共第三十 左京沼 | エビ ウナギ ワカサギ | 増殖床造成二十箇所以上 産卵床造成三箇所以上 | 種苗放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 |
| 三 号 | 内共第三十 大沼 | エビ ウナギ ワカサギ | 増殖床造成二十箇所以上 産卵床造成三箇所以上 | 種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 |
| 二 号 | 内共第三十 湖 小川原 | フナ ウナギ | 産卵床造成三箇所以上 | |

| | | | |
|-------------|------|---|--|
| 内共第四十 六号 | 新井田川 | アユ ヤマメ コイ | 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 |
| 内共第四十 五号 | 馬淵川 | アユ ヤマメ コイ イワナ ウナギ ウグイ | 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 |
| 内共第四十 四号 | 鳶沼 | ヒメマス | 産卵床造成二箇所以上 |
| 内共第四十 三号 | 奥入瀬川 | アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ サクラマス | 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 |
| 内共第四十 二号 | 七戸川 | ヤマメ コイ イワナ | 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 |

| | | | |
|-----------------------------|------|--------------------------|---|
| 農内共第一 号 | 十和田湖 | フナ イワナ ウグイ | 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成二十箇所以上 |
| ヒメマス サクラマス ス(陸封 型) | | 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 | |
| コイ | | 産卵床造成一箇所以上 | |
| フナ | | 産卵床造成一箇所以上 | |
| エビ | | 産卵床造成一箇所以上 | |

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成二十八年三月十一日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱田正隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上と考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭